

川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針（案）に対する意見募集の結果について

1 概要

川崎区における複数の専門職による多職種連携体制の強化、3管区に分散している業務の非効率性等の解消を行い、行政サービスの質や量を今まで以上に確保することなどを目的に、「①支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務を川崎区役所に一元化（機能再編）」、「②支所は地域に密着した取組を推進」、「③支所庁舎の建替えに向けた取組を推進」を基本的な考え方とする「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」を令和2年3月に策定しました。

この度、基本方針に基づき、機能再編や支所庁舎建替え等に関する取組内容やスケジュールについて検討を進めてきた結果を「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針（案）」として取りまとめ、パブリックコメント手続及び市民説明会を実施し、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、パブリックコメント手続では17通34件の御意見・質問を、市民説明会・団体への個別説明では64人86件の御意見・質問をいただきましたので、御意見等の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

(1) パブリックコメント手続

意見の募集期間	令和3年2月17日(水)～令和3年3月23日(火)まで(35日間)
意見の提出方法	郵送、持参、FAX、電子メール
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・市政だより川崎区版(3月1日号)、市政だより全市版(3月1日号) ・各区役所、支所・出張所の閲覧コーナー、各市民館・図書館(分館含む)、かわさき情報プラザ、市民文化局区政推進課で資料の閲覧 ・市民説明会の開催(計2回)
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・各区役所、支所・出張所の閲覧コーナー、各市民館・図書館(分館含む)、かわさき情報プラザ、市民文化局区政推進課で資料の閲覧

(2) 市民説明会

募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・市政だより川崎区版(3月1日号) ・各区役所、支所・出張所の閲覧コーナー、各市民館・図書館(分館含む)、かわさき情報プラザ、市民文化局区政推進課でパブリックコメント手続資料にあわせて募集案内掲載 ・地域の関係団体等へ案内送付(197団体) など 	
会場、日時、参加人数	大師支所 : 令和3年3月16日(火)18:30～19:30 田島支所 : 令和3年3月17日(水)18:30～19:30	10人 7人

(3) 団体への個別説明

回数、参加人数	計21回 延べ282人
---------	-------------

3 結果の概要

(1) パブリックコメント手続

意見提出数(意見件数)	17通(34件)	
内訳	郵送	0通(0件)
	持参	11通(22件)
	FAX	0通(0件)
	電子メール	6通(12件)

(2) 市民説明会及び団体への個別説明

意見・質問者数（意見件数）	64人（86件）
---------------	----------

4 御意見の内容と対応

パブリックコメント手続では、機能再編後の支所で取り扱う業務、行政手続や相談のオンライン化の取組、複合化する新支所複合施設の諸室などについての御意見、御質問が寄せられました。

また、市民説明会では、区役所へのアクセスや機能再編後の支所の防災機能になどについての御意見、御質問が寄せられました。

本市では、これらの御意見等を踏まえ、支所でのオンライン手続・相談を行う市民をサポートする対応の検討や、地域で活動する様々な主体との連携等による施設利用促進の検討等について追記するとともに、区民アンケートの実施結果の反映等、必要な時点修正を行った上で、「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」を策定します。

【パブリックコメント手続における御意見に対する市の考え方の区分】

- A 御意見を踏まえ、「案」に反映したもの
- B 御意見の趣旨が「案」に沿ったものであり、御意見を踏まえて取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 「案」に対する質問・要望の御意見であり、「案」の内容を説明・確認するもの
- E その他

【パブリックコメント手続における御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 川崎区全体の機能・体制についての考え方に関すること（第2章）				7		7
(2) 「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての支所のコンセプトに関すること（第3章）		1	7	2		10
(3) 機能再編後の川崎区役所及び支所の業務に関すること（第4章）	1	1		6		8
(4) 機能再編後の川崎区役所及び支所の庁舎に関すること（第5章）	1			5		6
(5) アクセスに関すること				3		3
合計	2	2	7	23		34

※1 通の意見書の中に複数の御意見が含まれていた場合は、項目に合わせて分割・整理するとともに、長文の御意見は必要に応じて要約しています。

パブリックコメント手続における御意見の要旨と本市の考え方

(1) 川崎区全体の機能・体制についての考え方に関すること（第2章）（7件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	これまで各地域に支所があり便利だった。高齢者、子育て中のママ、障害者が地域にある支所で用が足せないことはとても不便。地域の人へのきめ細やかなサービスの提供に逆行している。住民の意見を十分に取り入れた内容で再考し提案してほしい。	支所・地区健康福祉ステーションの業務を区役所に一元化することにより、川崎区における困難な課題に的確に対応した専門的・機動的な支援体制を構築していきます。各種申請・手続については、区役所で行っていただくこととなりますが、支所でオンライン手続ができる環境の整備や、郵送申請可能手続の活用拡大、支所で申請書を受受理し川崎区役所へ回送する対応など、区役所まで出向かずに手続等が行えるよう検討を進め、業務が区役所に一元化されることで生じる負担の軽減に取り組んでいきます。 また、相談者が抱える課題の状況に応じた支所での直接対面による相談機会の確保や、支所を訪れた市民を適切な手続窓口に誘導する対応など、支所における相談業務を一部継続するほか、大師地区・田島地区を担当する保健師等も川崎区役所に在席しながら、機能再編前と変わらず、担当地域に積極的に出向き、訪問等を通して個別支援をきめ細やかに行っていきます。	D
2	各書類など交通機関を使用するのには足腰の弱い人にはとても不便。高齢者にやさしい生活方法を考えてほしい。		
3	私も高齢で母も96歳であり、区役所まで行くのはタクシーでないと難しい。川崎区は高齢者が多いので、よく考えてほしい。		
4	川崎区役所に行くのは弱い立場、支援を必要としている市民にとっては敷居が高い。住んでいる近くにある支所で出来るようにしてほしい。 (児童家庭支援、高齢者支援、障害者支援、生活保護、国保、国民年金など)		
5	区役所は高齢者、子育て中のママ、障害者にとって遠く不便になる。地域の人にきめ細やかにしてほしい。		

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
6	<p>川崎区は虐待相談件数、若年出産数、自殺率等が高い。こうした現状の解決のために、今回の支所統合はどのように役に立つのかがまったく明らかになっていない。</p>	<p>川崎区では、保健・福祉サービスを必要とする市民の数が他区に比べ多く、増加傾向にあることに加え、困難な状況等が複数重なったり、川崎区役所と両支所の管区をまたがった事象が発生する場合あるといった地域の状況があります。こうした状況に対しては、複数の専門職が連携した専門的支援に加え、緊急時には、関係する専門職が素早く連携し対応するといった、機動的な支援が求められますが、業務を3管区に分散して提供する現在の機能・体制では、複数の専門職による支援体制構築までに時間がかかることが課題となっています。</p> <p>また、3管区に分散していることにより、他区にはない事務作業が発生するなどの非効率や、窓口体制の分かりにくさなどの課題も生じています。</p> <p>このため、支所・地区健康福祉ステーションの業務を川崎区役所に一元化することで、複数の専門職による多職種連携体制の強化、非効率性等の解消等を行い、行政サービスの質や量を今まで以上に確保していくことにより、川崎区における困難な課題に的確に対応したより専門的・機動的な支援体制を構築していきます。</p>	D
7	<p>川崎区を3つのエリアに分けて行なっていることが非効率であるということだが、何がどう非効率なのかということがはっきりわからない。他区に比べて虐待相談件数、高齢者単身世帯、要介護認定世帯の多さとともに、川崎区は自殺死亡率が高いこと、若年出産数が多いことも特徴としてある。そしてこれらの割合は改善されていない。なぜ改善されないのか？その施策の成果と課題の評価はどうなっているのか？川崎区のこれらきびしい状況の恒常性はなぜ続くのか？市と市長はこれに対してどのような手を打とうとしているのか？今回の支所の統合、区役所への一元化はこれらの解決にどのように資するのか？そういった見通しが何ら記述されていない。それはなぜか？改善されなかった場合、誰がどのレベルで責任をとるのか？明確にしてほしい。</p>	<p>3管区に業務が分散していることによる非効率な状況の例としては、他区にはない書類回送などの事務作業、情報共有を目的とした打合せ、各種事業運営のための職員の移動、福祉サービスを受けている方等の区内住所異動による廃止・開始の事務処理やこれに伴う調査や面談等の実施などが挙げられます。</p> <p>また、川崎区における児童虐待相談・通告件数、高齢者単身世帯数、要介護認定者数、自殺死亡率、特定妊婦数などについては、川崎区の変遷、人口動態、産業構造、社会・経済環境の変化等さまざまな要因が関係しているものと考えられますが、機能再編により複数の専門職による多職種連携体制を強化するとともに、業務が非効率になっている状況を解消し、その分の時間を直接的な市民サービスに充てるとともに、実施方針に基づく取組を関係局区が連携して推進していくことで、困難な課題への的確な対応を図っていきます。</p> <p>なお、実施方針に基づく取組については、市として責任をもって進めていくとともに、状況に応じて見直し、改善を図るなど、課題の解決に向けて取り組んでいきます。</p>	D

(2) 「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての支所のコンセプトに関すること
(第3章)(10件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	<p>川崎区はコミュニティセンターが少なく、子育てママさんが悩み交流できる場所がないため、そういうものを作ってほしい。</p>	<p>本実施方針(案)で示した「子どもたちが安心して居場所を創出する支所」という、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての支所のコンセプトを踏まえ、子育て中の親同士の交流の場づくりなどの取組を検討していきます。</p> <p>また、民生委員等と連携した新生児家庭等への訪問や乳幼児健康診査などの妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援、地域が主体となった子育てサロンの運営などの地域づくりの取組を継続的に進めていきます。</p> <p>なお、新支所複合施設における「身近な活動の場」や「地域の居場所」となるスペースやしつらえ、利用条件などについては、引き続き市民意見を伺う機会を設けて検討を進めていきます。</p>	C
2	<p><世代間交流・居場所支援・ワンストップ支援、アウトリーチ機能を期待した空間作りに関する提案></p> <p>建物1階フロアは、フードコートのイメージのような空間で、上記の機能が働くような仕掛けを作ることを提案する。フロアには、例えば①幼児親子が遊び、過ごすことができるコーナー②数脚のテーブル 軽飲食も可能。小中学生、夜には青年たちが、たむろ・集えるコーナー③高齢者が語らえるコーナー 世代を超えたお互いのやっていること、顔が見えるような空間フロアを確保する。その周辺・壁側には④地域情報コーナー⑤ブック・小物のリサイクルリサイクル交換情報掲示板など⑥何でも相談できるコーナー インテーク、アウトリーチ機能を供えたデスク窓口すべてのコーナーが、見渡せる、お互いに見えるように配置された空間・ワンフロアができれば良い。</p> <p>こども文化センター、老人いこいの家の複合化が示されているが、互いにその動きが見えるようになることが、世代間交流を街の中に作り出していくために必要。現在もこども文化センター・老人いこいの家の合築施設があるが、お互いの様子が見えないまま、何となく運営されているように思えてならない。世代間交流、世代を超えた顔見知り関係 Face to Face をそこで作りだし、それが地域の中に帰っていくシステムになっていく。それを作り出す空間として、機能してほしい。すでに、いくつかの自治体・地域で、先進的なものが動いていることを見聞きする。それらの状況に学んで、具体化してほしい。</p> <p>いくつかの試みを見ながら、共通して不足を感じたことがある。それは、コミュニティワーカーのスタッフを配置すること、できた空間を生かした地域拠点機能・発信への働きかけの不足＝言い方は失礼だが、作りっぱなしの空間に</p>	<p>本実施方針(案)では、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての支所のコンセプトの一つに「人と人をつなげてコーディネートする支所」を掲げており、機能再編後の支所では、市民と協力しながら、様々な地域資源と、地域で活動しようとする意欲を持つ人材をつなげることを今まで以上に意識し、市民主体の活動を生み出していくことを目指します。</p> <p>また、相談者が抱える課題の状況に応じた支所での直接対面による相談機会の確保や、支所を訪れた市民を適切な手続窓口へ誘導する対応など、支所における相談業務を一部継続するほか、大師地区・田島地区を担当する保健師等も川崎区役所に在席しながら、新支所複合施設内のスペースの活用や担当地域に積極的に出向くことにより、個別支援や地域づくりの取組を進めていきます。</p> <p>加えて、こども文化センターや老人いこいの家を複合化することで、1つの建物内での機能・利用方法がさらに広がり、子どもや高齢者を含む多世代が集い、交流が生まれる可能性がある魅力的な施設にすることができると考えています。今後の新支所複合施設の整備に向けては、様々な立場の多くの方々に施設利用の機会を提供する多目的化の観点や本実施方針(案)で示した「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての支所のコンセプトや支所庁舎整備に向けた視点等を踏まえ、スペースやしつらえ、施設全体の管理・運営方法、空間づくりなどに加え、いただいた御意見のように、人と人をつなげるソフト面も含め、引き続き市民意見を伺う機会を設けながら、他施設の事例等も参考に、検討を進めていきます。</p>	C

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
	<p>なっていること。「フードコートと同じじゃないか」の印象である。勤めていた地域福祉施設では、一人で訪ねてくる高齢者や精神障害の方、時にはホームレスの方が日中過ごしに来る姿があった。将来や現在に困難を抱えている中高生や、青年が数人でたむろすることもあった。その姿に、スタッフが話を聴き、周囲に来ている方(住民・その場にいた他の利用者)がその様子を見て声をかけて下さり、彼・彼女が街の中で戸惑っていたり、トラブルの時に、助けになってくれたり、私どもに通報してくれたり とサポートの力になってくれた。細かなことだが、日常はフロア清掃などしながら(監視・管理している様子を見せない)、来場者の様子に目、耳を傾けて、さりげなく傍に立ち、言葉をかけ、専門的支援につないだり、地域の中の支援・つながりを拓いていくことができるようなスタッフの配置。親子が遊ぶ中に入って、ちょっと遊びをしかけたり、母親の話を聴いたり高齢者の中で、困っていること、健康上のことに耳を傾け、時には認知症かな?の発見。小中学生が、幼児親子の中で遊び相手になることをしかけたり、そんなことができるスタッフ、経験豊かな専門職 OB・OG が、専門職域を超えて窓口的な関わりをすることで現役専門職スタッフとその機能へつなぐことも広がっていくことも期待できると思う。構想具体化までには未だ時間があるように思う。先進的な取り組みに学びつつ、上記のようなスタッフの確保を視野に世代間交流・居場所支援・ワンストップ支援、アウトリーチ機能が具体化する空間になることを期待する。</p>		
3	<p>コミュニティセンターの使用方法として、皆で一緒に会議や料理ができるようになるなど、近くでシニアの人たちのいこいの場になるとよい。</p>	<p>本実施方針(案)では、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての支所のコンセプトを、市民意見も踏まえて「人と人をつなげてコーディネートする支所」、「地域の新しいチャレンジを後押しする支所」、「子どもたちが安心できる居場所を創出する支所」の3つに整理しました。</p>	
4	<p>多目的ルームの貸し出しなど、地域のコミュニケーションを充実させるのに有効的な場所を作してほしい。</p>	<p>また、支所庁舎整備に向けた視点として、「支所単体ではなく地域全体の活動スペースを意識する」、「50年先を見据えたハード整備」、「整備プロセスへの市民参加」の3つに整理しました。</p>	
5	<p>以前から「気軽に使えるコミュニケーションが図れる場が欲しい」の声があり切実。具体的には研修室を増やしてほしい。ひとりの年寄りを無くしていくためにも。</p>	<p>新支所複合施設における「身近な活動の場」や「地域の居場所」となるスペースやしつらえ、利用条件などについては、こうしたコンセプトや視点を踏まえながら、引き続き市民意見を伺う機会を設けて検討を進めていきます。</p>	C
6	<p>支所内に格安で借りられるスペースなど、市民の自主的なサークル活動の場を作してほしい。</p>		
7	<p>地域のコミュニティの場所として研修室等30人ぐらいが使える部屋をいくつか作って地域のコミュニティの所を安く使えるようなところがほしい。</p>		

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
8	<p>高齢者になっても自分のことは自分で趣味やボランティア等で日々過ごしている。まだデイサービス等は利用せず同じ趣味を持った近くの人たちで日々過ごしてきた。できる限り金銭的にも負担がかからないようコミュニティスペースを設けてほしい。</p>	<p>本実施方針(案)では、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての支所のコンセプトを、市民意見も踏まえて「人と人をつなげてコーディネートする支所」、「地域の新しいチャレンジを後押しする支所」、「子どもたちが安心できる居場所を創出する支所」の3つに整理しました。</p> <p>また、支所庁舎整備に向けた視点として、「支所単体ではなく地域全体の活動スペースを意識する」、「50年先を見据えたハード整備」、「整備プロセスへの市民参加」の3つに整理しました。</p> <p>新支所複合施設における「身近な活動の場」や「地域の居場所」となるスペースやしつらえ、利用条件などについては、こうしたコンセプトや視点を踏まえながら、引き続き市民意見を伺う機会を設けて検討を進めていきます。</p>	C
9	<p>地域の居場所としての在り方が見えてこない。多世代が気軽に立ち寄って、具体的に何をするのかよく分からない。場所があれば多世代が交流するのだろうか。時間をもて余した人のたまり場のようなイメージを持ってしまう。より具体的なイメージを提案してほしい。</p>	<p>本実施方針(案)では、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての支所のコンセプトを、市民意見も踏まえて「人と人をつなげてコーディネートする支所」、「地域の新しいチャレンジを後押しする支所」、「子どもたちが安心できる居場所を創出する支所」の3つに整理しました。また、支所単体ではなく地域全体の活動スペースの中で、多様な地域の活動を生み出していくことも必要です。</p> <p>こうしたコンセプト等を踏まえ、職員のコーディネートにより新たな市民主体の取組や地域の活動などを生み出すこと、地域からはじまる新しいチャレンジを後押しし、市民のつながり向上や地域への愛着を育むこと、将来の地域を支える子どもたちが安心できる居場所を創出することなどを目指し、新施設における利用を想定した市民による活動の試行も取り入れながら、支所の「地域の居場所」としての活用に向けた取組を進め、より具体的な内容をお示しできるようにしていきます。</p>	D
10	<p>コミュニティセンターをもっとたくさん作ってほしい。</p>	<p>本実施方針(案)では、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての支所のコンセプトを3つに整理し、新支所複合施設整備に向けては、市民意見を伺う機会を設けて取組を進めていきますが、新たにコミュニティセンターを整備する予定はありません。</p>	D

(3) 機能再編後の川崎区役所及び支所の業務に関すること（第4章）（8件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	<p>支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務の川崎区役所への一元化に関しては懸念が大きい。個人的にはデジタル世代なので、オンライン化が進み、支所や区役所まで出向くことなく手続きができるようになることは歓迎。</p> <p>デジタル世代でない方、移動に困難のある方などは非常に困ると思う。困ったとき、直接聞ける人、助けてくれる人が近くにいるという安心感はそのに住み続ける理由になる。更に、本当に支援が必要な人は、情報弱者であったり自身の状況を理解して支援を求める行動をとったりしない。そのような方の支援のあり方は、この再編計画に限らないが、身近に公的な支援の機関があることは周囲の人が支援を後押しする理由にもなる。</p> <p>現在の支所の課題を見ても、機能の再編や人員の削減は致し方ないと思うが、一定の機能を残してほしい。具体的には、これまでの支所業務を区役所に繋ぐ案内役が支所に常駐することを希望する。相談を受けて、どのような手続きが必要か教えてくれる人やオンライン手続きを手伝ってくれる人を、再編後一定の期間配置し、需要が少なく必要がなくなれば、見直しをして廃止も検討していく。</p> <p>手続のオンライン化と支所における一定機能の継続、存続については、第2章で検討されている取組である。前向きに検討してほしい。</p>	<p>機能再編に伴い、これまで支所・地区健康福祉ステーションを利用していた方は、区役所で手続等をしていただくこととなりますが、支所でオンライン手続ができる環境の整備や、郵送申請可能活用手続の活用拡大、支所で申請書を受取り川崎区役所へ回送する対応など、区役所まで出向かずに手続等が行えるよう検討を進め、業務が区役所に一元化されることで生じる負担の軽減に取り組んでいきます。</p> <p>また、相談者が抱える課題の状況に応じた支所での直接対面による相談機会の確保や、支所を訪れた市民を適切な手続窓口へ誘導する対応など、支所における相談業務を一部継続するほか、大師地区・田島地区を担当する保健師等も川崎区役所に在席しながら、機能再編前と変わらず、担当地域に積極的に出向き、訪問等を通して個別支援をきめ細やかに行っていきます。</p> <p>なお、パソコンやスマートフォンを利用したオンラインでの手続に戸惑いや不安を感じられる方がいらっしゃることも予想されますので、いただいた御意見を踏まえ、支所でのオンライン手続・相談を行う市民をサポートする対応の検討について、第4章2(3)に追記しました。</p>	A
2	<p>再編後、発災後の保健福祉医療活動においてよりスムーズな対応を行うために、早急に各支所危機管理担当者と「顔の見える関係」を作りたい。実施方針(案)の第4章(2)にも明記されている通り、再編後は支所が区役所に代わり「避難所運営会議・避難所設置訓練」を担うので、誰がどのようなポジションなのか、顔と名前を一致させておくことは、発災後の保健福祉医療活動においてよりスムーズな対応ができると思われる。</p>	<p>機能再編後は、地域との顔の見える関係を築きながら、支所において自主防災組織訓練の支援とともに、避難所運営会議や避難所開設訓練等の地域防災業務を担います。</p> <p>また、防災に関する地域との関係団体との協力関係の構築などにおいては、いただいた御意見のとおり、防災を担当する支所職員と関係団体の顔の見える関係づくりが必要だと考えておりますので、機能再編後の支所においては、発災時に備えた地域コーディネートの取組をさらに進め、地域防災力の向上を図っていきます。</p>	B
3	<p>支所の機能として災害時の備蓄基地としての機能が欲しい。災害関連死の原因となっている「誤嚥性肺炎」を予防するため、備蓄品目に「歯ブラシ」を入れて欲しい。本数としては地域にお住まいの後期高齢者分を目安にお願いしたい。平時からの対応・準備が発災後の地域の有様を決定する。平時からの周知により住民の「避難用リュック」に歯ブラシを入れてもらい(昨今ではのTVコマーシャルなどにより災害時</p>	<p>機能再編後の支所では、大規模災害時における「支所機能の継続」、「情報収集や広報機能の維持」、「来庁者等の緊急・一次的な避難」等が可能となるよう検討を進めることとしておりますので、機能再編後の支所の地域防災に関する機能・役割を踏まえて、庁舎整備や備品等についても検討していきます。</p> <p>また、防災出前講座や「備える。かわさき」等の啓発冊子を活用しながら、個々の事情に応じた</p>	D

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
	誤嚥性肺炎予防としての口腔ケアの重要性と、歯ブラシは避難時の必需品ということは、一般市民にも広く知られている) 災害時の避難所への避難の際は各自歯ブラシを持参してもらうのがベストであるが、状況によっては着の身着のままでの避難も十分に考えられるので行政に備蓄をお願いしたい。	適切な備え等に関する効果的な周知・啓発の取組を継続的に行っていきます。	
4	3月16日の説明会はあまりにも大ざっぱで不明なことが多い。オンライン化とは何か。高齢者にもわかりやすくして。	本実施方針(案)の説明は、市民説明会とともに、地域の関係団体・機関への個別の説明を積み重ねてまいりました。今後とも市民の皆さまに対し、本方針の内容について少しでも御理解いただけるよう、説明の機会を設けるとともに、伝わる広報の工夫に取り組んでいきます。	D
5	全体の川崎区の機能について、説明会に出席した方があまりにも簡単でしたとのこと。これから老人が川崎も増えている中で近くに国民健康保険・年金・介護とが出来ないことがおかしい。スマホで何から何までするとのことだが老人にはとても無理な話だ。	本実施方針(案)の説明は、市民説明会とともに、地域の関係団体・機関への個別の説明を積み重ねてきました。今後とも市民の皆さまに対し、本方針の内容について少しでも御理解いただけるよう、説明の機会を設けるとともに、伝わる広報の工夫に取り組んでいきます。	D
6	高齢者や障害者のためにも福祉関係のものは大師支所に残してほしい。	支所・地区健康福祉ステーションの業務を区役所に一元化することにより、川崎区における困難な課題に的確に対応した専門的・機動的な支援体制を構築していきます。各種申請・手続については、区役所で行っていただくこととなりますが、支所でオンライン手続ができる環境の整備や、郵送申請可能手続の活用拡大、支所で申請書を受理し川崎区役所へ回送する対応など、区役所まで出向かずに手続等が行えるよう検討を進め、業務が区役所に一元化されることで生じる負担の軽減に取り組んでいきます。	
7	説明会では大ざっぱな説明で不明な所があり、質問もできなかつたが、もう一度よく読んで意見を出す。高齢者は区役所まで行くのが難しく、高齢者関連の介護保険、後期高齢者医療、国民健康保険、国民年金、高齢者支援、後期高齢者医療などは今まで通り支所で対応してほしい。高齢者にオンライン化といっても分からない。	また、相談者が抱える課題の状況に応じた支所での直接対面による相談機会の確保や、支所を訪れた市民を適切な手続窓口へ誘導する対応など、支所における相談業務を一部継続するほか、大師地区・田島地区を担当する保健師等も川崎区役所に在席しながら、機能再編前と変わらず、担当地域に積極的に出向き、訪問等を通して個別支援をきめ細やかに行っていきます。	
8	オンライン相談といったことも検討されているようだが、川崎区の課題である高齢者単身世帯の多い中で、高齢者がどうやってオンラインで相談しろというのか。 高齢者や障害者など区役所が遠くなると行けなくなる方のために相談業務だけではなく、取り扱い手続も増やすべきではないのか。生活保護の方の医療券は区役所まで行かないといけないのか区役所まで遠いのでタクシーも考えている人がいる。家計の圧迫になる。住民の意見をよく聞いてサービスが後退しないようにすべきだ。		

(4) 機能再編後の川崎区役所及び支所の庁舎に関すること（第5章）（6件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	<p>こども文化センターについて、固定の利用者のみが利用しているように思う。地域の保育園や小学校と連携するなどして、利用を促進すれば新たな活用方法が生まれるのでは。</p>	<p>「身近な活動の場」や「地域の居場所」に関する市民意見聴取では、「安心して子育てができる」、「子どもの居場所づくりが活発」、「子どもが職業体験や学習を通じてまちとつながりを持つ」など、未来を担う子どもたちが誇りを抱けるまちにするための活動を大切にしていきたいという意見が多く出されました。新支所複合施設はこども文化センターや老人いこいの家の機能を複合化することとしており、1つの建物内での機能・利用方法を広げ、新たな利用者の獲得に向けて検討を進めていきます。また、子どもや高齢者を含む多世代の交流や、利用者相互の交流をきっかけとした、新たな「市民創発」の創出に向けた活動を生み出していくためには、地域の保育園や小学校等、地域で事業活動等を行っているさまざまな主体間のネットワーク化を図り複合化する各施設の利用を促進することが前提となると考えておりますので、いただいた御意見を踏まえ、地域で活動する様々な主体との連携等による施設利用促進について、第5章2(2)に追記しました。</p>	A
2	<p>①支所単体ではなく地域全体の活動スペースを意識する： 大師地区は、初詣という来街者を一時に捌くサービスや街の形が、居住者の日常生活の向上よりも優先されてきたのではないだろうか。コペンハーゲンの「観光地脱却」宣言から学び、来街者やインバウンドを含む旅行者が体験する豊かな地域生活を創ることで、観光の発展にも繋げることを目指していくのがよい。その為、市民の集いの場としての大師公園と、更にその機能をサポートする支所を一体的に検討するとよい。 支所建物を公園内とし駐車場を現状支所敷地とする案や、ブリッジで公園内建物をつなぎ公園のシンボルゲートとする案と共に、子供や高齢者が公園エリアへ安全にアクセスできるような車や歩道の考え方、更には臨海部の工場の共通緑地を街路樹に用いることで「歩ける街」を創ることを提案したい。</p> <p>②50年先を見据えたハード整備： 未来だけでなく、この地の歴史を繋げ、時代の変化によって機能や用途が変化しても、それを超越する地域のアイデンティティを形成する為、かつてあった「洗心楼」という池泉庭園をもった温泉旅館をホスピタリティーのシンボルとして、公園建物を活用しつつ復活させ、それらとの有機的な連携を持たせるとよいのではないかと。</p>	<p>新大師支所複合施設の位置については、地域に馴染みのある現在の大師支所庁舎の敷地とかつて川崎保健所大師健康ランチとして使用されていた大師分室敷地を候補とし、平成30(2018)年度に行った基礎調査の結果や管理運営面も踏まえて比較検討を行い、現大師支所敷地に整備することとしました。 また、複合化後の大師こども文化センター・大師老人いこいの家の敷地や建物については、大師公園敷地内にあることから、パークマネジメント推進方針を踏まえた公園としての活用を基本に検討を進めていきます。 本実施方針(案)では、支所庁舎整備に向けた視点として「支所単体ではなく地域全体の活動スペースを意識する」を掲げています。いただいた御意見も参考にしながら、新大師支所複合施設に近接する大師公園についても地域全体の活動スペースの一つとして意識しながら、地域におけるより多様な活動が促進されるよう取り組んでいきます。</p>	D

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
	<p>③整備プロセスへの市民参加： 財政的にも全てを支所敷地内で完結させず、大師公園内の建物の改修・建て替えと共に計画・仮使用を行うことで、スクラップ&ビルドではなく、創った建物の無駄の無い継続使用が可能になる。</p>		
3	<p>川崎区は高齢化が進んでいる地域。区役所は書類申請など区民にとって関わりの強いところなので、区民が直接訪れるところは建物の一階にするなど配慮がほしい。</p>	<p>区民が直接訪れる窓口の全てを建物の1階に収めることは難しいものと考えていますが、機能再編後の庁舎のレイアウトやフロア構成については、来庁者の利便性を考慮して検討を進めていきます。</p>	D
4	<p>海と多摩川に近いことから、新支所は5階以上の建物として避難できるようにしてほしい。</p>	<p>建替え後の支所庁舎は、支所周辺住民の指定の避難所とすることは想定していませんが、大規模災害発生時においても、来庁者等の緊急・一時的な避難等に対応できるよう、建物や電気設備への浸水リスクを低減する対策や、施設内・屋外空間の動線・諸室の配置計画や防災設備、備蓄品等について検討していきます。</p>	D
5	<p>公益財団法人「都市まちづくりパブリックデザインセンター」のデザイン競技の対象地区に応募することで、地域のアイデアを越え全国からのアイデアを集められる。更に、そこで得た知見を市全体の街づくりの方向性と照らし合わせ、将来都市構造提案にも反映できる。</p>	<p>新支所複合施設整備に向けた取組では、「身近な活動の場」や「地域の居場所」となるスペースやしつらえ、利用条件などについて、コンセプトや視点を踏まえながら、引き続き現在及び未来の利用者である市民の意見を伺う機会を設けて検討を進めていきます。</p> <p>また、地域における市民主体の取組や活動を生み出すことを目指し、新施設における利用を想定した市民による活動の試行等の市民参加の取組をとおして新しい支所に対する地域の愛着の醸成を図りながら取り組んでいきます。</p>	D
6	<p>大師子ども文化センターを利用しているが、移転のことなど聞いていない。秘密なのか？</p>	<p>本市では、第3期資産マネジメントの考え方において、資産保有の最適化を進めるため、施設の更新等に当たっては、市民ニーズ等への的確な対応に向けた施設の多目的化及び複合化の検討を行うこととしています。</p> <p>令和2(2020)年3月に策定した「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」では、支所庁舎の建替えに当たり周辺施設との複合化について検討することを示しました。</p> <p>基本方針策定以降、支所庁舎敷地内にある施設及び各支所から半径約1kmの範囲内にある周辺公共施設を候補とし、機能維持の必要性や複合化効果などの観点から検討を進め、本実施方針(案)において、大師支所については大師子ども文化センターや大師老人いこいの家等を複合化した新大師支所複合施設として整備することを示しました。</p> <p>今後、利用者の方をはじめ、広く区民に周知していきます。</p>	D

(5) アクセスに関すること（3件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	<p>実際に行かなければならない用件がある場合、子連れで区役所まで行くのは半日がかりとなる。仕事をすると尚更行けない。</p> <p>特に京急大師線の駅付近から区役所までは直通で行く手段がなく、アクセスがよいとは言えない。臨港バスが通っているが、区役所前には停まらない。アクセスは改善してほしい。</p>	<p>機能再編に伴い、これまで支所・地区健康福祉ステーションを利用していた方は、区役所で手続等をしていただくこととなりますが、支所でオンライン手続ができる環境の整備や、郵送申請可能活用手続の活用拡大、支所で申請書を受理し川崎区役所へ回送する対応など、区役所まで出向かずに手続等が行えるよう検討を進め、業務が区役所に一元化されることで生じる負担の軽減に取り組んでいきます。</p>	
2	<p>今まで近場でできたことが遠くなるのは大変。バスの本数が少なくなり不便。</p>	<p>また、「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」（令和2（2020）年3月）策定時のパブリックコメントや市民説明会でも区役所へのアクセスについて御意見をいただいています。</p>	D
3	<p>実家が殿町で、以前は車や自転車で支所へ行っていたが、怪我をしてもう自転車に乗ることもできず、夫に車で送ってもらえないときはひたすら歩いている。出かけようとバスの時刻表を見たら昼間のキングスカイフロント行きが非常に少ない。せめて1時間に3本くらいバスを通わせてほしい。</p>	<p>今後取組の進捗等に応じてバス事業者との情報共有・意見交換を継続していきます。</p> <p>なお、本市では基幹的な役割を担う路線バスネットワークの形成に向けた取組をはじめ、地域ニーズや特性等を踏まえ、タクシーや様々な交通手段の活用などの取組を推進しております。</p>	D

【参考】 市民説明会等における意見・質問（86件）

※市民説明会等での発言を踏まえ、改めて「意見・質問要旨」と「本市の考え方」を整理しました。

(1) 川崎区全体の機能・体制についての考え方に関すること（第2章）（8件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	方針は総論としてすばらしい。ここに至るまでさまざまな意見を浴びながら方針としてまとめあげた作業は大変だったと思う。ただ、個別には、オンライン化にしても、アクセスの問題にしてもこれからさらに細かい検討が必要だと感じる。	これまで、団体や地域で活動している市民等へのヒアリングを積み重ねながら、市民の御意見を伺ってきました。今後、実施方針に基づき、機能再編や支所庁舎のより詳細な検討を行うに当たっては、引き続き、市民の御意見を伺う機会を設けながら、取組を進めていきます。
2	役所に行かなくてもよいようなシステムを構築していく、高齢者だからといってオンラインは無理というような感覚を除いていく、そのための研修をしていただくようなことも必要だろう。町内会は高齢者を多く抱えているので、研修は町内会を通して行うことも有効。役所が変わるだけでなく、住民も変わっていかないとけない。	各種申請・手続については、区役所で行っていただくこととなりますが、支所でオンライン手続ができる環境の整備や、郵送申請可能手続の活用拡大、支所で申請書を受理し川崎区役所へ回送する対応など、区役所まで出向かずに手続等が行えるよう検討を進め、業務が区役所に一元化されることで生じる負担の軽減に取り組んでいきます。 一方、パソコンやスマートフォンを利用したオンラインでの手続に戸惑いや不安を感じられる方がいらっしゃることも予想されますので、御意見をいただきました町内会を通じた研修の実施や、支所におけるオンライン手続・相談環境を市民の皆さまが安心して利用できるような案内対応の方法についても検討を進めていきます。
3	区に集約していく業務が支所で処理できなくなるということだが、申請書の受付などは基本的に全て支所でしてもらえるとということではよいのか。	支所・地区健康福祉ステーションの業務を区役所に一元化することにより、川崎区における困難な課題に的確に対応した専門的・機動的な支援体制を構築していきます。各種申請・手続については、区役所で行っていただくこととなりますが、支所でオンライン手続ができる環境の整備や、郵送申請可能手続の活用拡大、支所で申請書を受理し川崎区役所へ回送する対応など、区役所まで出向かずに手続等が行えるよう検討を進め、業務が区役所に一元化されることで生じる負担の軽減に取り組んでいきます。
4	身動きが取れず来庁ができない高齢者が増えていることも念頭に置いてほしい。	
5	田島や大師のエリアの方々、区役所に行かなければならなくなるのは、大変だ。	また、相談者が抱える課題の状況に応じた支所での直接対面による相談機会の確保や、支所を訪れた市民を適切な手続窓口へ誘導する対応など、支所における相談業務を一部継続するほか、大師地区・田島地区を担当する保健師等も川崎区役所に在席しながら、機能再編前と変わらず、担当地域に積極的に出向き、訪問等を通して個別支援をきめ細やかに行っていきます。
6	実施方針(案)では、川崎区は児童虐待相談・通告件数、高齢者単身世帯、要介護認定者などが他区に比べて多く増加傾向にあるとされ、他の資料では自殺率や若年出産数も多いとされている。今回の再編はこうした課題にどのように資するのか。	川崎区では、保健・福祉サービスを必要とする市民の数が他区に比べ多く、増加傾向にあることに加え、困難な状況等が複数重なったり、川崎区役所と両支所の管区をまたがった事象が発生する場合あるといった地域の状況があります。こうした状況に対しては、複数の専門職が連携した専門的支援に加え、緊急時には、関係する専門職が素早く連携し対応するといった、機動的な支援が

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
		<p>求められますが、業務を3管区に分散して提供する現在の機能・体制では、複数の専門職による支援体制構築までに時間がかかることが課題となっています。</p> <p>また、3管区に分散していることにより、他区にはない事務作業が発生するなどの非効率や、窓口体制の分かりにくさなどの課題も生じています。</p> <p>このため、支所・地区健康福祉ステーションの業務を川崎区役所に一元化することで、複数の専門職による多職種連携体制の強化、非効率性等の解消等を行い、行政サービスの質や量を今まで以上に確保していくことにより、川崎区における困難な課題に的確に対応したより専門的・機動的な支援体制を構築していきます。</p>
7	区役所へ一元化したことについて、効果の検証はどのように行うのか。	<p>まずは、実施方針において示した事項を着実に機能再編後の実際の区役所・支所の運営に反映させていくことが重要だと考えています。</p> <p>また、機能再編以降、市民の皆さまの声をしっかりとお伺いしながら、検証作業を進めていきます。</p>
8	保護課のケースワーカーや福祉全般に関する相談業務の人員は集約後も減らないということではよいか。	<p>生活保護ケースワーカーの員数は、被保護世帯数等に応じた基準を設けていますので、機能再編によりケースワーカー1人当たりの担当世帯数が増減することは想定していません。</p> <p>また、相談業務への対応については、第4章でお示した機能再編後の支所における相談業務の一部継続の方向性を踏まえた適切な体制を検討していきます。</p>

(2) 「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての支所のコンセプトに関すること
(第3章)(5件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	「未知との出会いにオープンなまち」という良い言葉について、具体的なものをタイムリーに展開して良い印象を作っていくほしい。	<p>「未知との出会いにオープンなまち」という言葉は、地域の未来について市民同士が話し合う機会として行った「川崎区支所意見交換会」で生み出された言葉です。この意見交換会では、地域の強みである「新しいものを受け入れる寛大で懐の深い住民性」や「多様性」などを活かし、他にはない新しいコトが生まれる刺激のある地域となっていく可能性が参加した市民の間で共有され、こうなったらいいなという大師地区・田島地区の姿として「未知との出会いにオープンなまち」という言葉が生み出されました。</p> <p>今後、互いの違いを認め合い、住民がそれぞれの立場を超えて触れ合い、新たな創発につながっていく「未知との出会いにオープンなまち」という地域の姿を念頭に置き、行政がしつらえた具体的な取組や活動を提供するのではなく、地域の人材が力を発揮した市民主体の取組や地域の活動などを生み出していくことを目指したタイムリーな取組を進めていきます。</p>

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
2	現状でも、こども文化センターと老人いこいの家は合築の施設だが、合築しているだけで一緒にいるメリットが感じられない。新しい施設では、複合していることを活かして交流が深まるようなコーディネートに取り組んでほしい。	こども文化センターや老人いこいの家を複合化することで、1つの建物内での機能・利用方法がさらに広がり、子どもや高齢者を含む多世代が集い、交流が生まれる可能性がある魅力的な施設にすることができると考えています。今後の新支所複合施設の整備に向けては、様々な立場の多くの方々に施設利用の機会を提供する多目的化の観点や本実施方針(案)で示した「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての支所のコンセプトや支所庁舎整備に向けた視点等を踏まえ、スペースやしつらえ、施設全体の管理・運営方法、空間づくりなどに加え、いただいた御意見のように、人と人をつなげるソフト面も含め、引き続き市民意見を伺う機会を設けながら、他施設の事例等も参考に、検討を進めていきます。
3	こ文、老人いこいの家は、合築しているだけで接点がない。新しい施設では接点を持てるようになるといい。	
4	老人いこいの家を週3日利用しているが子どもたちの姿は見えない。子どもたちを感じながら過ごせれば幸せだ。現在も年に何度かの交流イベントは行っているが、日常的に交流できるようになるとよい。	
5	諸室の共用を進めることで、こどもたちにとって居心地の悪い施設とならないか心配している。	こども文化センターや老人いこいの家を複合化することで、1つの建物内での機能・利用方法がさらに広がり、子どもや高齢者を含む多世代が集い、交流が生まれる可能性がある魅力的な施設にすることができると考えています。 また、諸室等を共用することにより、整備や維持管理に掛かるコスト縮減等の財政負担抑制や、土地・建物の有効活用などを図っていきます。 今後の新支所複合施設の整備に向けては、様々な立場の多くの方々に施設利用の機会を提供する多目的化の観点や本実施方針(案)で示した「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての支所のコンセプトや支所庁舎整備に向けた視点等を踏まえ、スペースやしつらえ、施設全体の管理・運営方法、空間づくりなどに加え、いただいた御意見のように、人と人をつなげるソフト面も含め、引き続き市民意見を伺う機会を設けながら、他施設の事例等も参考に、検討を進めていきます。

(3) 機能再編後の川崎区役所及び支所の業務に関すること（第4章）（25件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	保健師は現状でもオンラインでやりとりできるのではないか。	テレビ会議システムを活用した打合せの実施など、オンラインによる3管区間のやりとりを順次取り入れているところですが、オンライン会議を導入したとしても、緊急性の高い事象への機動的な対応が求められる場面では、打合せ日程を調整して開催するという過程を経る時間的余裕がない場合も想定されますので、その場で声をかけあってすぐに集まって複数の専門職で対応方針等の協議をできる環境が重要であると考えています。
2	支所の職員については現状でも十分な人員なのか。	支所・地区健康福祉ステーションも含めた川崎区の職員数は、他区と比べて200~250人ほど多くの職員が配置されています。また、例えば生活保護のケースワーカーについては、被保護世帯数等に応じた基準に基づく員数

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
		<p>が配置されるなど、職員の配置基準は川崎区役所と同様となっています。</p> <p>一方で、支所・地区健康福祉ステーションでは、川崎区役所よりも事務処理件数が少ないことから、職員の配置人数の絶対数は川崎区役所に比べて少なくなっており、安定的な窓口サービスの提供に課題が生じています。</p> <p>また、支所・地区健康福祉ステーションと川崎区役所では、専門職の配置に違いがあり、地区健康福祉ステーションには、保健師や社会福祉職は配置されていますが、医師や心理職等は配置されておらず、多職種による機動的な支援体制の構築に課題が生じています。</p> <p>しかしながら、将来的な人口減少や生産年齢人口の割合の減少等により、厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、川崎区役所と同数程度の職員を各支所・地区健康福祉ステーションに新たに配置することは現実的ではなく、今回の機能再編において、現在川崎区役所及び支所・地区健康福祉ステーションに配置されている職員の力を、今まで以上に効果的に発揮できるような体制にしていくことを目指して取組を進めていきます。</p>
3	<p>コロナ禍でオンライン化も進んでいると思うが、機能再編後の相談業務の運用イメージはどのようなものか。</p>	<p>各種相談については、基本的には川崎区役所へ一元化していきますが、身近な相談窓口についての地域ニーズを踏まえ、支所と区役所をつなぐオンライン相談環境の整備に加え、例えば支所での巡回面接や予約制による川崎区役所から支所に出向いての相談など、相談者が抱える課題の状況に応じた、支所での直接対面による相談機会も確保されるよう、柔軟な運用体制について検討していきます。</p> <p>また、保健師の地区活動、健康・子育て・介護予防等に関する講座等の支所での開催に付随した相談機会の提供等についても検討を進めていきます。</p>
4	<p>機能再編後もしばらくの間は支所に手続の案内をする人員を配置してほしい。</p>	<p>本実施方針(案)では、「行政手続に戸惑う住民の拠り所となる相談機能が必要」等の地域意見を踏まえ、支所を訪れた市民を適切な手続窓口等への的確に誘導する対応を検討することをお示ししました。いただいた御意見も踏まえ、機能再編後の支所における手続等に関する案内やオンライン手続・相談の操作支援等に関する対応について検討するとともに、支所を訪れた市民が安心して話しやすい雰囲気づくりや、市民の話をよく聞いて受け止めるマインドの向上などに努めていきます。</p>
5	<p>高齢者は「詳細はHPで」といった案内には取り残されてしまう。</p>	<p>機能再編後は、支所において自主防災組織訓練の支援とともに、避難所運営会議や避難所開設訓練等の地域防災業務を担います。こうした区役所危機管理担当と支所における役割の変更等が機能再編時に円滑に行われるよう、引き続き自主防災組織や町内会等の御意見も伺いながら丁寧に検討していきます。</p> <p>また、御意見をいただいたとおり、支所では今まで以上に地域との顔の見える関係を構築しながら、様々な地</p>
6	<p>地域防災については良い取組になっていくと期待している。町内会としても住民に防災面でどういったものを提供していくべきか考えているところ。自分はそのようなとは思いますが、支所が避難所になるといううわさ話も出ていたりもする。現状で要支援者への対応は町内会に丸投げだが、顔の見える関係を前提に、町内会をうまく丸め込みながらやってほしい。大事な取</p>	<p>機能再編後は、支所において自主防災組織訓練の支援とともに、避難所運営会議や避難所開設訓練等の地域防災業務を担います。こうした区役所危機管理担当と支所における役割の変更等が機能再編時に円滑に行われるよう、引き続き自主防災組織や町内会等の御意見も伺いながら丁寧に検討していきます。</p> <p>また、御意見をいただいたとおり、支所では今まで以上に地域との顔の見える関係を構築しながら、様々な地</p>

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
	組なので何年先と言わず進めていってほしい。	<p>域防災に関する取組を進め、地域防災力を含めた総合的な地域力の向上に努めていきます。</p> <p>なお、建替え後の支所は、支所周辺住民の指定の避難所とすることは想定していませんが、大規模災害時における来庁者等の緊急・一時的な避難が可能となるよう整備していきます。</p>
7	機能再編後、支所の住民がマイナンバーを区役所で申請したとして、ついでに住民票を取るのそのまます区役所でよいのか。	機能再編後も従前どおり、区役所で住民票を取得していただけます。
8	オンラインの申請にあたってはマイナンバーが必須となるのか。	<p>オンライン申請に当たってマイナンバーカードが必要となるかについては、手続によって異なります。</p> <p>例えば、令和 2(2020)年度に受付を行った特別定額給付金(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連)のオンライン申請や子育て分野からサービスの提供を開始したびったりサービスを導入している児童手当現況届の手続などについては、マイナンバーカードが必要な手続です。</p> <p>また、コンビニエンスストア等で住民票の写し等を取得する場合にもマイナンバーカードが必要となります。</p> <p>その他、本市の電子申請システム(ネット窓口かわさき)や簡易版電子申請サービス(LoGo フォーム)において、厳格な本人確認が必要な手続については、マイナンバーカードが必要になりますが本人確認を必要としない手続については、マイナンバーカードを取得していない方も利用することができます。</p>
9	障害者や高齢者もそうだが、生活保護受給者の医療券の受け取りは区役所まで行く必要はあるのか。その場合のタクシー利用に補助などはあるのか	<p>区役所についても、支所についても来庁に要する費用については、これまで通り御負担していただくこととなります。</p> <p>なお、支所でオンライン手続ができる環境の整備や、郵送申請可能手続の活用拡大、支所で申請書を受理し川崎区役所へ回送する対応など、区役所まで出向かずに手続等が行えるよう、生活保護受給者の医療券の交付を含め、個別手続ごとに具体的な検討を進め、業務が区役所に一元化されることで生じる負担の軽減に取り組んでいきます。</p>
10	機能再編後、川崎区役所に出向かないとできないことは生じるか。	川崎区役所への来庁を要せずに全ての手続に対応することは難しいものと考えていますが、本市における行政サービスのデジタル化推進の取組と併せ、支所でオンライン手続ができる環境の整備や、郵送申請可能手続の活用拡大、支所で受理した申請書等の区役所への回送、支所への臨時窓口設置など、区役所まで出向かずに手続等が行えるようにする取組の検討を進め、業務を区役所に一元化することで生じる市民の負担の軽減を図っていきます。

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
11	高齢者や障害者はオンライン手続を使いこなすことができると考えているのか。	パソコンやスマートフォンを利用したオンラインでの手続に戸惑いや不安を感じられる方がいらっしゃることも予想されますので、いただいた御意見も踏まえ、機能再編後の支所でオンライン手続・相談を行う市民をサポートする対応について検討するとともに、支所を訪れた市民が安心して話しやすい雰囲気づくりや、市民の話をよく聞いて受け止めるマインドの向上などに努めていきます。
12	支所でオンライン手続を行う場合は、やり方などは教えてもらえるのか。	
13	支所でのオンライン申請やオンライン相談の環境を整備するとあるが、使用するにあたって、誰か職員の方が手伝ってくれるのか。	
14	高齢者にとってはオンライン申請やオンライン相談の操作は難しく、結局は区役所に手続に行くことになってしまうのではないかと。また、距離が遠いことを理由に、こうした方が手続に行かなくなってしまうのではないかと。	パソコンやスマートフォンを利用したオンラインでの手続に戸惑いや不安を感じられる方がいらっしゃることも予想されますので、いただいた御意見も踏まえ、機能再編後の支所でオンライン手続・相談を行う市民をサポートする対応について検討するとともに、支所を訪れた市民が安心して話しやすい雰囲気づくりや、市民の話をよく聞いて受け止めるマインドの向上などに努めていきます。
15	証明書発行だけになり、他の業務は区役所に行くことになると、ふれあいがなくなってしまう。手続きにしても、人と人が顔を合わせることが重要。	パソコンやスマートフォンを利用したオンラインでの手続に戸惑いや不安を感じられる方がいらっしゃることも予想されますので、いただいた御意見も踏まえ、機能再編後の支所でオンライン手続・相談を行う市民をサポートする対応について検討するとともに、支所を訪れた市民が安心して話しやすい雰囲気づくりや、市民の話をよく聞いて受け止めるマインドの向上などに努めていきます。 また、こども文化センターや老人いこいの家を複合化することで、1つの建物内での機能・利用方法がさらに広がり、子どもや高齢者を含む多世代が集い、交流が生まれる可能性がある魅力的な施設にすることができると考えています。
16	生活保護は区役所へ一元化すべきだが、保険などについては手続だけではなく相談のために訪れる人も多いのではないかと、なんでもオンラインにすればよいというものではなく、対面で行うのが相談の本質。10年前の支所職員の窓口対応は悪かった、最近では対応がよくなってきているのに窓口が無くなるのは残念。	国民健康保険に関する手続については川崎区役所に一元化します。 各種相談についても、基本的には川崎区役所へ一元化していきますが、身近な相談窓口についての地域ニーズを踏まえ、支所と区役所をつなぐオンライン相談環境の整備に加え、例えば支所での巡回面接や予約制による川崎区役所から支所に出向いての相談など、相談者が抱える課題の状況に応じた、支所での直接対面による相談機会も確保されるよう、柔軟な運用体制について検討していきます。 また、支所を訪れた市民が安心して話しやすい雰囲気づくりや、市民の話をよく聞いて受け止めるマインドの向上などにも努めていきます。
17	機能再編により支所でできなくなることを話ばかりだが、なにか支所でできるようになることはあるか。	これまで主として区役所危機管理担当が対応していた支所管内における避難所運営・開設関係の支援については、支所で担っていくこととします。 また、支所にオンライン手続・相談環境を整備することにより、これまでの支所ではできなかった手続・相談が支所で完結できるようになることも想定されます。

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
18	外国人への対応のことを強く意見する人も出てくると思う。	川崎区では、外国人住民人口が市内で最も多い区の特性を踏まえ、川崎区役所総合案内の多言語化、外国人市民を対象とした防災訓練の実施、日本語に不慣れな子どもや保護者に対する支援などに取り組んでいます。引き続き、区の特性を踏まえた取組を進めていきます。
19	区役所に職員が集約されると保健師等の地域との連携がしづらくなるのではないかと。	機能再編後、大師地区・田島地区を担当する保健師は、地区健康福祉ステーションではなく、川崎区役所に在席することになりますが、これまでと変わらず、新支所複合施設内のスペースの活用や担当地域に積極的に出向くことにより、地域づくりの取組を進めていきます。 また、地区担当保健師は、区役所から各支所管内に出向くことになることから、移動にかかる時間は増加する場合がありますが、機能再編により川崎区役所への情報共有を目的とした打合せや各種事業運営のための移動などの非効率性が解消されることから、地域と連携した取組はこれまで以上に行うことができると考えています。
20	生活保護の担当者は田島支所においても対応が遅いが、区役所に集約されるとますます訪問に出なくなってしまうのではないかと。	機能再編後、大師地区・田島地区を担当する生活保護ケースワーカーは川崎区役所に在席することになりますが、引き続き、ケースワークの基本である訪問調査を適切に実施していきます。 また、機動力の増強や新支所複合施設へのサテライトオフィスの整備等、訪問調査の実施や業務を効率的に行う上での必要な対応を図っていきます。
21	オンライン化を進めることで、例えば手続きの多い住民票の発行だとか印鑑証明については、機械をおいて、それで手続きするというとか。	住民票の写しや印鑑証明書の発行については、機能再編後の支所で取り扱います。現時点では、職員を配置し発行業務に対応することを想定しています。
22	生活保護支給日には田島支所2階が混雑している。こうした方は、機能再編されると川崎区役所まで行かなければ保護費を受け取れなくなるのか。	事務所払の方法で生活保護費を受け取っている方が生活保護費を受け取る場所は、川崎区役所が変わります。なお、多くの方は口座振替を利用して生活保護費を受給しています。
23	大島地域は、田島支所で手続きすることも多い。引き続き支所で色々手続きできるようにお願いしたい。	川崎区役所管内である大島地域にお住まいの方は、福祉事務所関係の業務を除く、主に戸籍・住民基本台帳の届出や各種証明書発行等の手続きを田島支所で行っていただいていたものと思われます。各種証明書の発行については、機能再編後も支所で取り扱いますが、戸籍・住民基本台帳の届出等については、区役所で手続きしていただくこととなります。
24	第4章で、川崎区役所は「区における行政サービスの総合的な拠点」という説明があったが、町内会員に区役所のどこで手続きをすればよいか聞かれたときに、手続きを担当する連絡先がどこなのか分かる一覧がなく、手続きも多種多様であるため、答えられずに地域振興課や市議会議員に問い合わせることが多い。総合的な拠点到にふさわしく、どこに問い合わせればよいかを一般区民に浸透させるよう取り組んでほしい。	本市では区役所の各種手続きやサービスを掲載した冊子「かわさき生活ガイド」やホームページ等により、手続きの内容や窓口を御案内していますが、機能再編前後に関わらず、引き続き、市民の皆さまへの分かりやすい案内に努めていきます。 特に、川崎区役所・支所の窓口サービスの提供体制が大きく変わる機能再編の際には、窓口の変更等をしっかりと市民の皆さまに周知できるよう、時機を的確に捉えた様々な手法を活用した広報に取り組んでいきます。

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
25	新しい支所の建物に福祉事務所も入るのか。	川崎区の福祉事務所は、3 福祉事務体制を 1 福祉事務所体制とし、川崎区役所に一元化します。

(4) 機能再編後の川崎区役所及び支所の庁舎に関すること（第5章）（41件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	大会議室を作って年に1回くらいは地域の各団体が一堂に集まるような会議をしてほしい、150人位は収容できるとよい。	<p>本実施方針(案)では、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての支所のコンセプトを、市民意見も踏まえて「人と人をつなげてコーディネートする支所」、「地域の新しいチャレンジを後押しする支所」、「子どもたちが安心できる居場所を創出する支所」の3つに整理しました。</p> <p>また、支所庁舎整備に向けた視点として、「支所単体ではなく地域全体の活動スペースを意識する」、「50年先を見据えたハード整備」、「整備プロセスへの市民参加」の3つに整理しました。</p> <p>新支所複合施設における「身近な活動の場」や「地域の居場所」となるスペースやしつらえ、利用条件などについては、こうしたコンセプトや視点を踏まえながら、引き続き市民意見を伺う機会を設けて検討を進めていきます。</p> <p>現在、支所は本市が、こども文化センターと老人いこいの家は指定管理制度によりそれぞれの指定管理者が管理・運営を行っており、新支所複合施設には異なる形態で運用している機能が設置されることとなりますので、複合化効果が最大限発揮されるよう効率的・効果的な管理・運営の方法を検討していきます。</p>
2	大師老人いこいの家では、老人会の会食会が開かれていて、調理室が利用されている。新施設にも調理室は維持してほしい。今のいこいの家は、調理室はあるが、作った料理を会食会場まで運ぶのが大変、調理室を設けるときは調理室の使われ方も踏まえた利用しやすい配置をしてほしい。	
3	子育てサロンや体操教室を行っているが、こうした活動を支所で実施することを考えると防音の対策を考えてほしい。こども文化センターのことはよく知らないが、不特定多数の子どもが利用する施設であるので音のことは心配。	
4	こどもが空手教室でこども文化センターを使用している、また放課後は学習室を使用して勉強することもある。このような活動ができるスペースが確保された建物としてほしい。	
5	調理室は、老人会だけでなく、こども食堂や男性の料理教室など幅広い使われ方ができるようになるとよい。	
6	支所とこ文・いこいの家を複合化するとすると、職員、非常勤職員、指定管理業者、そのアルバイトなど、同じ建物でいろいろな立場の人が管理・運営に関わることになるが、うまく回していけるのか。	
7	こども文化センターといこいの家の指定管理はどうなるのか。	

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
8	こ文やいこいの家をなぜ複合化するのか。	<p>こども文化センターや老人いこいの家を複合化することで、1つの建物内での機能・利用方法がさらに広がり、子どもや高齢者を含む多世代が集い、交流が生まれる可能性がある魅力的な施設にすることができると考えています。</p> <p>また、諸室等を共用することにより、整備や維持管理に掛かるコスト縮減等の財政負担抑制や、土地・建物の有効活用などを図っていきます。</p> <p>今後の新支所複合施設の整備に向けては、様々な立場の多くの方々に施設利用の機会を提供する多目的化の観点や本実施方針(案)で示した「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての支所のコンセプトや支所庁舎整備に向けた視点等を踏まえ、スペースやしつらえ、施設全体の管理・運営方法、空間づくりなどに加え、いただいた御意見のように、人と人をつなげるソフト面も含め、引き続き市民意見を伺う機会を設けながら、他施設の事例等も参考に、検討を進めていきます。</p>
9	パレールや明治安田生命を検討したというが、借りるコストを考えれば区役所庁舎を新築し市で保有したほうがよいのではないかと。	<p>パレール三井ビルの1階から6階までは本市が区分所有しております。本市保有資産を活用できることが、パレール三井ビルを機能再編後に区役所庁舎として利用する主な建物とした理由の一つとなっております。</p>
10	田島こども文化センターの敷地に仮庁舎は収まりきるのか。	<p>田島支所仮庁舎を整備する田島こども文化センター・老人いこいの家の余剰地は、第4章でお示ししている機能再編後の支所の業務を提供するための十分な敷地であると考えています。</p>
11	田島支所仮庁舎に駐車場は確保できるか。	<p>田島支所仮庁舎を整備する田島こども文化センター・老人いこいの家の余剰地に、駐車場を設ける予定です。</p> <p>また、必要に応じて近隣駐車場の活用等も検討していきます。</p>
12	いこいの家のお風呂はどうなるか。無くてもよいのではないかと。	<p>老人いこいの家の入浴事業については、平成31(2019)年3月に策定した「いこいの家・老人福祉センター活性化計画(IRAP)」の中で、「地域に開かれた施設としてより多くの方に利用されるよう、入浴事業については、地域や施設ごとの実情も踏まえながら、設備の故障等があった場合には原則廃止とし、浴室スペースを地域の交流スペースに改修するなど、有効活用の方策を検討することとしていますので、今後も、運営委員会や利用者等の御意見を伺いながら検討していきます。</p>
13	大師地区でも銭湯が減っている。また生活保護基準で入居できるアパートにはお風呂がついていないアパートも多い。どのような層が利用しているのかは承知していないが、いこいの家のお風呂の必要性も一定あるのではないかと。	
14	老人いこいの家の風呂は特定の人だけが使っているもの。新しい支所にはいらぬのではないかと。	
15	仮庁舎を利用している期間は、大師支所会議室で行っている今日のような民生委員の会議はどこでやればよいか。	<p>仮庁舎は、第4章でお示ししている機能再編後の支所の業務を提供できるように会議室も含めて整備していきますので、仮庁舎の会議室を使っていただくこととなります。</p>

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
16	支所の仮庁舎についても、子育てサロン等が実施できるよう多目的なスペースを設置して欲しい。	仮庁舎期間においては、子育てサロン等が実施できるような多目的スペースの設置は難しいものと考えていますが、例えば、地域内の他の活動スペースの活用に向けたコーディネートが必要に応じて行うなど、本実施方針(案)でお示した、「子どもたちが安心できる居場所を創出する支所」という「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての支所のコンセプトや、「支所単体ではなく地域全体の活動スペースを意識する」という支所庁舎整備に向けた視点を踏まえ、取り組んでいきます。
17	大師支所の工事はいつから始まるのか。	令和 5(2023)年度中を目途に行う機能再編以降、現在の大師支所庁舎を解体し、その敷地に新大師支所複合施設を整備します。
18	分室敷地の庁舎は何階建てになるのか。	大師分室敷地は仮庁舎として活用します。庁舎の規模は、第 4 章でお示ししている機能再編後の支所の業務を提供できる規模とします。階数については今後検討していきます。
19	分室の場所には、いこいの家やこども文化センターとか、老人ホーム、保育園といった建物に転用できるような仮庁舎を作った方がよいのではないのか。	本実施方針(案)策定に向けて、現在の支所敷地に新大師支所複合施設を 1 棟で整備し大師分室敷地に仮庁舎を整備するパターンと、大師分室敷地に新大師支所を整備し現在の大師支所敷地に新複合施設を整備するパターンを比較して検討しました。 1 棟の中での支所・こども文化センター・老人いこいの家の各機能の連携効果や、仮庁舎使用終了後の分室敷地の活用可能性等から、現在の支所敷地に新大師支所複合施設を 1 棟で整備し大師分室敷地に仮庁舎を整備するパターンを採ることとしました。
20	まだ決まっていないと思うが、分室の場所にコミュニティ施設やホールを整備する可能性も考えられるか。	大師分室敷地については、新支所複合施設を供用開始する令和 9(2027)年度頃までは、仮庁舎の敷地として使用する予定としており、現時点で、仮庁舎解体時点の地域需要や行政需要を見きわめることは難しいため、令和 7(2025)年度頃から、本市の資産マネジメントの考え方に基づく、他の行政用途への転用や民間活力導入等の「資産保有の最適化」に向けた検討に着手する予定です。
21	こ文、いこいの家、支所を複合化した施設のイメージが湧かない。例えば 1 階は支所、2 階はいこいの家、3 階はこ文というような形でのフロアごとの区分になるのか。	現在の 1 階が老人いこいの家、2 階がこども文化センターで入口・受付も別にして明確に区切るというイメージではなく、それぞれの役割を維持しながら、より効果的に利用されるよう諸室等の共用化を検討するとともに、利用の広がり、利用者同士の交流が生まれる施設となるよう検討していきます。
22	今の大師支所は駐輪場の入口が支所の正面になく不便。新しい支所は駐輪場の位置にも留意して欲しい。	新大師支所複合施設の駐輪場の位置については、いただいた御意見も参考にして検討していきます。

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
23	仮庁舎はいつぐらいにできるのか。建物規模やどのような建物になるかは決まっているのか。仮庁舎で提供するサービスは何か。	令和 5 年度を目途としている機能再編時期に合わせて、各支所仮庁舎の整備を進めます。仮庁舎の規模は、第 4 章でお示ししている機能再編後の支所の業務を提供できる規模とし、建築基準法に基づく仮設建築物として建築します。
24	新しい支所が何階建てになるのか、といった施設の概要について知りたい。	新支所複合施設の規模や施設機能等については、現在の庁舎・施設の利用状況、市民ニーズ、施設維持管理費の将来世代への負担等も踏まえ検討を進め、令和 4(2022)年度に策定する「(仮称)大師支所・田島支所複合施設整備基本計画(案)」でお示しする予定です。
25	新しい施設の面積はどうなるか。こども文化センターや老人いこいの家を合築することであれば、今の支所より当然大きくなるという理解でよいか。	
26	他の区に比べて川崎区内の施設整備は遅れていてやっと順番が回ってきた。市税収入に最も貢献している川崎区らしい建物にしてほしい。5階建てくらいがふさわしい。期待している。	
27	こども文化センターや老人いこいの家を複合して人を集める施設にするということなので、行ってみたいと思わせる施設にする必要があり、そのためにも駐車場はしっかりと整備しないといけない。地下駐車場を作ったらよいだろう。	
28	市を構成するくらいの人口を抱える田島地区 6 万人の拠点となる機能を持つ施設としないといけない。こ文・いこいの家を合築した総合施設として、使いやすい施設としてほしい。そのためには交通アクセスも必要でいろいろな団体が訪れることになることを想定すると、まとまった駐車場が必要、50 台くらいはいるのではないか。	
29	現状、いこいの家が 1 階、こ文が 2 階にある、支所は 1 階と 2 階がある。それにプラスして市民活動のスペースということであれば相当大きな建物になると思うが、何階建てになるか。	
30	建物は 2 階建てくらいか。	

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
31	新支所複合施設や分室跡地の民間事業者の活用とはどういったものか。商業施設になるのか、あるいは福祉施設になるのか。	<p>新支所複合施設における民間事業者の活用については、設計能力、建設能力、経営能力など、施設の整備プロセスの場面における民間事業者の能力活用を検討していくものです。</p> <p>また、大師分室敷地については、新支所複合施設を供用開始する令和 9(2027)年度頃までは、仮庁舎の敷地として使用する予定としており、現時点で、仮庁舎解体時点の地域需要や行政需要を見きわめることは難しいため、令和 7(2025)年度頃から、本市の資産マネジメントの考え方に基づき、他の行政用途への転用や民間活力導入等の「資産保有の最適化」に向けた検討に着手する予定です。</p>
32	田島支所に家の土地が接している。新しい支所庁舎の設計図はできているのか。近隣の日照権は確保されるのか。	新支所複合施設の設計は令和 4 (2022) 年度以降に予定しており、建築基準法に基づき、近隣も考慮しながら計画していきます。
33	こども文化センターや老人いこいの家の複合化の話が急に出てきたが、指定管理者である社協とは話をしているのか。	こども文化センターや老人いこいの家の指定管理者とは、本実施方針(案)公表後、意見交換を行っています。
34	こども文化センター・老人いこいの家の敷地に仮庁舎を建てるのはよい。一時的に不便になることは問題ない。	仮庁舎の規模は、第 4 章でお示ししている機能再編後の支所の業務を提供できる規模とし、市民の皆さま御不便をおかけしないよう、運営面も含めて検討していきます。
35	予算が必要だということであれば、今の田島こども文化センター・老人いこいの家の敷地を更地にして売却したらよいのではないか。あれも欲しいこれも欲しいと無いものねだりをするような意見も出てくるだろうが、今の時代に合った判断をすればよい。	田島支所仮庁舎を整備する田島こども文化センター・老人いこいの家の敷地については、新田島支所複合施設を供用開始する令和 9(2027)年度頃までは、仮庁舎の敷地として使用する予定としており、現時点で、仮庁舎解体時点の地域需要や行政需要を見きわめることは難しいため、令和 7(2025)年度頃から、本市の資産マネジメントの考え方に基づき、他の行政用途への転用や売却・貸付等の「資産保有の最適化」に向けた検討に着手する予定です。
36	大師分室は、資産保有の最適化に向けて検討とのことだが、田島老人いこいの家・こども文化センターは、複合化の後、現建物はどうか。	
37	田島地区は風水害の際に避難する場所が少ない。支所に外階段をつけて屋上に避難できるようにすることなどは考えているか。	建替え後の支所庁舎は、支所周辺住民の指定の避難所とすることは想定していませんが、大規模災害発生時においても、来庁者等の緊急・一時的な避難等に対応できるよう、建物や電気設備への浸水リスクを低減する対策や、施設内・屋外空間の動線・諸室の配置計画や防災設備、備蓄品等について検討していきます。
38	昨年度の台風 19 号の際、臨港中や渡田小の避難所は混んでいた。新しい支所は避難施設になるのか？外階段をつけて屋上に避難できるようにすればよい。	
39	新しい施設は避難所になると考えているか。	

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
40	電気設備が浸水してしまえば庁舎が機能しなくなるが考えはあるか。田島養護学校は2階に体育館を設けるなどの工夫がされている。	建替え後の支所庁舎は、大規模災害発生時においても、支所機能の継続、情報収集や広報機能の維持、来庁者等の緊急・一時的な避難等に対応できるよう、建物や電気設備への浸水リスクを低減する対策について検討していきます。
41	市民ミュージアムは水害で大きな被害を受けた。新しい施設はそうならないような最高の施設にしないといけない。	

(5) アクセスに関すること（4件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	小田地区は交通が不便で、区役所に出向くにしる、バスに乗って一度川崎駅に出ないといけない。今までできていたものはできるようにしていただきたい。	機能再編に伴い、これまで支所・地区健康福祉ステーションを利用していた方は、区役所で手続等をしていただくこととなりますが、支所でオンライン手続ができる環境の整備や、郵送申請可能活用手続の活用拡大、支所で申請書を受取り川崎区役所へ回送する対応など、区役所まで出向かずに手続等が行えるよう検討を進め、業務が区役所に一元化されることで生じる負担の軽減に取り組んでいきます。 また、「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」（令和2（2020）年3月）策定時のパブリックコメントや市民説明会でも区役所へのアクセスについて御意見をいただいています。今後も取組の進捗等に応じてバス事業者との情報共有・意見交換を継続していきます。 なお、本市では基幹的な役割を担う路線バスネットワークの形成に向けた取組をはじめ、地域ニーズや特性等を踏まえ、タクシーや様々な交通手段の活用などの取組を推進しております。
2	昨年も、市営バス扇町線の本数が1時間に2本しかなく、本数を増やせないかという意見を出したが、検討状況はどうなっているか。	
3	交通アクセスの問題については、難しいとは思いますが可能な範囲で検討してほしい。	
4	各施設を行ったり来たりできるよう、アクセスについては考えてもらいたいと思っている	

(6) その他（3件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	これまで意見してきたことがなにか方針に反映されているか。また、支所再編の具体的内容はどう決まったことで、もはや意見が反映されることはないのか。	本実施方針(案)策定に向けた検討の過程において、団体や地域で活動している市民等へのヒアリングを積み重ねるとともに、川崎区支所意見交換会などの市民同士が意見交換する場を設けてきました。 団体や地域で活動している市民等へのヒアリングで伺った御意見に関しては、高齢者や障害者等を含めた区民全体の利便性向上の取組、地域防災機能の提供に関する役割分担の変更などの内容に反映したほか、川崎区支所意見交換会での市民同士の意見交換の結果については、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての支所のコンセプトや支所庁舎整備に向けた視点などに反映しました。 今後、新支所複合施設における「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての検討を進めていくに当た

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
		<p>っては、引き続き市民意見を伺う機会を設けながら取り組んでいきます。</p>
2	<p>利用を終了した大師分室をなぜ、再び利用させることとしたのか。</p>	<p>大師分室解体に向けたアスベスト調査などの必要な準備が終了した中で、コロナ禍で活動場所を失っていた団体からの利用希望もあり、解体工事着手までの一時的な対応ということで利用を認めたものです。令和3(2021)年5月にはこの臨時的利用も終了とする予定です。</p>
3	<p>川崎区は、行政、消防、警察、町連、こども会、民協など、行政機関も地域団体も管区編成が入り乱れており、これをどうにか整理して市制100年を迎えることはできないか。さまざまな利害関係もあって難しいことだとは思いますが、結果は出なくても検討の俎上に乗せることは必要だと思う。</p>	<p>行政、消防、警察、各地域団体の管区編成の見直しについては、その調整に関わる関係者や影響を受ける住民等がきわめて多く、短期的な実現は難しいものと考えています。</p>

市民意見等を踏まえた実施方針の修正事項

※パブリックコメント手続でのA区分に加え、関連計画の進捗等を踏まえた必要な時点修正を行った箇所を整理しました。

本編 頁番号	修正後	修正前																																																																						
P. 15～ P. 17	<p>第3章 1 (5) 令和2年度川崎区区民アンケート</p> <p>川崎区役所が、区民の区政に対する率直な意見やニーズを把握し、今後の区政運営の参考とするために実施した「令和2年度川崎区区民アンケート」において、区役所や支所の利用頻度や利用目的などについての設問を設けました。</p> <p><u>〔調査結果〕</u></p> <p><u><川崎区役所へ行く頻度と目的></u> 本文・グラフ等略</p> <p><u><取組の認知度></u> 本文略</p> <p><u><地域交流への参加のきっかけ></u> 本文・グラフ略</p>	<p>第3章 1 (5) 令和2年度川崎区区民アンケート</p> <p>川崎区役所が、区民の区政に対する率直な意見やニーズを把握し、今後の区政運営の参考とするために実施した「令和2年度川崎区区民アンケート」において、区役所や支所の利用頻度や利用目的などについての設問を設けました。アンケートの調査結果は、令和2(2020)年度3月中に取りまとめる予定としており、今後の取組の参考としていきます。</p>																																																																						
P. 28	<p>第4章 2 (3) 相談業務</p> <p>その結果、機能再編後の支所における相談業務については、第2章でも示した支所と区役所をつなぐオンライン相談や、相談者が抱える課題の状況に応じた、支所での直接対面による相談機会の確保に向けた検討などを進めるほか、支所を訪れた市民を適切な手続窓口等への確に誘導する対応や支所でオンライン手続・相談を行う市民をサポートする対応について検討します。</p>	<p>第4章 2 (3) 相談業務</p> <p>その結果、機能再編後の支所における相談業務については、第2章でも示した支所と区役所をつなぐオンライン相談や、相談者が抱える課題の状況に応じた、支所での直接対面による相談機会の確保に向けた検討などを進めます。</p>																																																																						
P. 28	<p>第4章 2 (3) 相談業務</p> <p>・支所を訪れた市民を適切な手続窓口等への確に誘導する対応や支所でオンライン手続・相談を行う市民をサポートする対応について検討します。</p>	<p>第4章 2 (3) 相談業務</p> <p>・支所を訪れた市民を適切な手続窓口等への確に誘導する対応を検討します。</p>																																																																						
P. 34	<p>第5章 2 (2) 複合化する公共施設</p> <p>様々な立場の多くの方々には施設利用の機会を提供する多目的化の観点や第3章で示したコンセプト・視点を踏まえながら、効率的・効果的な管理・運営方法や空間づくり、地域で活動する様々な主体との連携等による施設利用促進などの検討を今後進めていきます。</p>	<p>第5章 2 (2) 複合化する公共施設</p> <p>様々な立場の多くの方々には施設利用の機会を提供する多目的化の観点や第3章で示したコンセプト・視点を踏まえながら、効率的・効果的な管理・運営方法や空間づくりなどの検討を今後進めていきます。</p>																																																																						
P. 43	<p>資料編 4 各庁舎における水害時の浸水深等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">津波 (最大浸水深)</th> <th colspan="2">洪水(多摩川水系)</th> <th colspan="2">洪水(鶴見川水系)</th> <th rowspan="2">高潮 (最大浸水深)</th> <th rowspan="2">内水氾濫 (最大浸水深)</th> </tr> <tr> <th>(最大浸水深)</th> <th>(浸水継続時間)</th> <th>(最大浸水深)</th> <th>(浸水継続時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎区役所</td> <td>浸水区域外</td> <td>3m</td> <td>3日間未達</td> <td>0.5m</td> <td>なし</td> <td>3m</td> <td>10～20cm</td> </tr> <tr> <td>大師支所</td> <td>浸水区域外</td> <td>3m</td> <td>3日間未達</td> <td>0.5m</td> <td>なし</td> <td>3m</td> <td>10～20cm</td> </tr> <tr> <td>田島支所</td> <td>2m</td> <td>3m</td> <td>4週間未達</td> <td>3m</td> <td>24時間未達</td> <td>5m</td> <td>20～50cm</td> </tr> </tbody> </table>		津波 (最大浸水深)	洪水(多摩川水系)		洪水(鶴見川水系)		高潮 (最大浸水深)	内水氾濫 (最大浸水深)	(最大浸水深)	(浸水継続時間)	(最大浸水深)	(浸水継続時間)	川崎区役所	浸水区域外	3m	3日間未達	0.5m	なし	3m	10～20cm	大師支所	浸水区域外	3m	3日間未達	0.5m	なし	3m	10～20cm	田島支所	2m	3m	4週間未達	3m	24時間未達	5m	20～50cm	<p>資料編 4 各庁舎における水害時の浸水深等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">津波 (最大浸水深)</th> <th colspan="3">洪水(多摩川水系)</th> <th colspan="2">洪水(鶴見川水系)</th> <th rowspan="2">高潮 (最大浸水深)</th> </tr> <tr> <th>(最大浸水深)</th> <th>(最大浸水深)</th> <th>(浸水継続時間)</th> <th>(最大浸水深)</th> <th>(浸水継続時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎区役所</td> <td>浸水区域外</td> <td>3m</td> <td>3日間未達</td> <td>0.5m</td> <td>なし</td> <td>3m</td> </tr> <tr> <td>大師支所</td> <td>浸水区域外</td> <td>3m</td> <td>3日間未達</td> <td>0.5m</td> <td>なし</td> <td>3m</td> </tr> <tr> <td>田島支所</td> <td>2m</td> <td>3m</td> <td>4週間未達</td> <td>3m</td> <td>24時間未達</td> <td>5m</td> </tr> </tbody> </table>		津波 (最大浸水深)	洪水(多摩川水系)			洪水(鶴見川水系)		高潮 (最大浸水深)	(最大浸水深)	(最大浸水深)	(浸水継続時間)	(最大浸水深)	(浸水継続時間)	川崎区役所	浸水区域外	3m	3日間未達	0.5m	なし	3m	大師支所	浸水区域外	3m	3日間未達	0.5m	なし	3m	田島支所	2m	3m	4週間未達	3m	24時間未達	5m
	津波 (最大浸水深)			洪水(多摩川水系)		洪水(鶴見川水系)				高潮 (最大浸水深)	内水氾濫 (最大浸水深)																																																													
		(最大浸水深)	(浸水継続時間)	(最大浸水深)	(浸水継続時間)																																																																			
川崎区役所	浸水区域外	3m	3日間未達	0.5m	なし	3m	10～20cm																																																																	
大師支所	浸水区域外	3m	3日間未達	0.5m	なし	3m	10～20cm																																																																	
田島支所	2m	3m	4週間未達	3m	24時間未達	5m	20～50cm																																																																	
	津波 (最大浸水深)	洪水(多摩川水系)			洪水(鶴見川水系)		高潮 (最大浸水深)																																																																	
		(最大浸水深)	(最大浸水深)	(浸水継続時間)	(最大浸水深)	(浸水継続時間)																																																																		
川崎区役所	浸水区域外	3m	3日間未達	0.5m	なし	3m																																																																		
大師支所	浸水区域外	3m	3日間未達	0.5m	なし	3m																																																																		
田島支所	2m	3m	4週間未達	3m	24時間未達	5m																																																																		